

## 戦争・死刑と国家。そして国家と人民（120）

（Eメールニュース「みやぎの九条」2019年6月1日号）

小田中 聡樹

（東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人）

（今号は2017年1月に生じた諸問題の2回目です。今回はアメリカ軍の在日行動の強化などを中心に説明します。）

（7）① 2017年1月10日、在日米軍横田基地でアメリカ軍がパラシュートの降下訓練（夜間を含む）を始めた。訓練部隊とは沖縄在留のアメリカ海兵隊第3偵察大隊で、一種の切込み部隊であり偵察部隊でもある。

この事実は、横田基地（東京都）が沖縄基地と共にアメリカ軍の訓練拠点となっていることを示している。と同時に、この訓練が夜間降下訓練であることは、住民に危害を与えかねない事故に連なる危険なものである。

なお、アメリカ海兵隊岩国基地にもF35B ライトニングII 戦闘機部隊が配備されようとしていることを付け加える。

②2017年1月13日、安保破棄中央委員会は、京都で2017年度運動方針を確認した。

沖縄との連帯を広げてアメリカ軍辺野古新基地建設阻止、オスプレイ配備撤回の取

り組みを強化するとした方針である（以上、1月10日赤旗）。

（8）①2017年1月18日付赤旗の報ずるところによれば、同紙が入手した国家安全保障局作成の「平和安全法制・論点集」によれば、“重要影響事態”（自衛隊が、海外でのアメリカ軍の戦争で兵站支援をする）に際し、政府が民間人に海外の戦地での「協力依頼」を想定していることが判明した。「論点集」に、“個別具体的状況によっては、第9条第2項に基づき民間業者等に対して我が国領域外における協力を依頼することもあり得る”と記載されており、海外紛争地に赴く自衛隊を補助するために民間人が利用される可能性が明示されているのである。尤も「論点集」は、“依頼に応ずる義務はない”としている。しかし陸自のイラク派兵（2014～2016年）の経験をまとめた内部文書「復興支援活動史」には、“総輸送力の99%を民間輸送に依存”

と明記されていることが2015年8月26日の参院安保法制特別委員会で辰巳議員（共産党）によって暴露された。中谷防衛相（当時）も、民間航空機日本航空などを利用し少なくとも100回輸送したこと、日本通運との契約で武器・弾薬などを運搬したこと、装備品の整備・修理のために民間技術者のべ39人が現地に派遣されたこと、を明らかにした（1月18日赤旗）。

②戦争法による、海外戦地における民間の「協力」の名による動員が、民間機とその関係者のみならず、その利用者までが敵視され報復の危険に曝すことは、自明の理である。

（9）①2017年1月16日、岸田外相とケネディアメリカ大使は、軍属の範囲を明確化する補足協定に署名した（1月17日朝日新聞、1月20日赤旗）。

この補足協定は、それ迄地位協定では不明確だった軍属の定義を次のように定めた。

“日米合同委員会が作成する種別に従って軍属を認定すると定め、具体的には、”  
次のような適性規準（合計8つ）を新設した。その主なものは次の通りである。▽米政府予算で雇用されているもの。▽米軍が運航する船舶などの文民。▽米軍が契約す

る企業の被雇用者（米軍の任務に不可欠であることや、「高等教育などを通じて技能または知識を取得した人」という適格性基準を充たす者）。▽合同委で特に認められた者。

②今回の補足協定締結の措置は、沖縄で2016年4月に発生した米軍の軍属による殺人強姦致死事件の再発防止策の一環とされる。米軍属による公務執行中に冒した犯罪については日米地位協定17条3項（a）（ii）によりアメリカに第一次裁判権があるが、従前は軍属の定義が曖昧であったことから日米補足協定により前述の種別に従ってアメリカ政府が認定すると定めたというのである（なお、軍属は2016年12月末で約7300人、うち契約企業の被雇用者は約2300人）（以上、1月17日朝日新聞）。

③しかし、軍属の定義を補足することにより、軍属による犯罪（殺人・強姦致死といった自然犯・刑法違反）を果たして防ぐことができるだろうか。

また、より根本的な問題は、前述のような犯罪を公務中に犯した軍属に対し日本の第一次裁判権が及ばないと規定している日米地位協定そのものが持つ根本的欠陥にあり、その抜本的改定こそが必要だと考える。

(10) ①2017年1月18日、米海兵隊の最新鋭ステルス戦闘機 F35B ライトニング II、2機が米海兵隊岩国基地（山口県）に着陸した（1月19日赤旗）。赤旗の見方によれば、日本への F35B 配備は沖縄を中心とする米海兵隊の配備の恒久化であり、戦略的強化の一環である。

②1月18日、岩国市民が抗議した。「11・20 F35B 配備反対市民集会実行委」が緊急抗議集会を開き、20人が参加した。

岡村実行委員長は、「F35B の事故原因も明らかになっていないのに、急いで配備しなければならないのか。理解できない」と批判した。

(11) ①2017年1月20日、第193通常国会で安倍首相は施政方針演説を行った（1月21日朝日新聞・河北新報・赤旗）。

②その大要は次の通りである（要旨・赤旗参照）。

[1 はじめに]

戦後70年余り新しいスタートを切る時だ。新しい国創りに挑戦する。

[2 世界の真ん中で輝く国創り]

④日米同盟こそ外交・安保政策の基軸で、不変の原則だ。

⑤普天間飛行場の全面返還を成し遂げる。辺野古への移設工事を進める。

⑥環太平洋連携協定（TPP）の合意は今後の経済連携の礎となる。自由で公正な経済圏を世界へと広げる。

⑦近隣諸国との関係改善を積極的に進める（ロシア訪問。日中韓サミットの開催。中国とは「戦略的互惠関係」の下に関係改善を進める）。

⑧北朝鮮には、対話と圧力、行動対行動の方針で臨む。

⑨テロ、難民、貧困、感染症につき、「積極的平和主義」の旗の下、貢献する。  
[3 力強く成長し続ける国創り]

⑩経済の好循環が生まれているので、雇用保険料を引き下げ、賃上げに積極的な事業を税額控除の拡充により後押しする。

⑪外国人観光客のための「民泊」の成長を促すための規制を緩め、観光立国を推進する。

⑫農政改革関連8法案を今国会に提出し、改革を一気に加速し、農業版の「競争力強化法」を制定する。生産資材＝肥料や飼料や流通＝農産物の分野で、事業再編・新規参入を促す。委託販売から買い取り販売への転換など全農改革・農協改革を進め、その進捗状況をしっかりと管理する。

〔4 安心・安全の国創り〕

①福島復興につき、帰還困難区域を除き、仮置き場をなくせるよう、中間貯蔵施設の建設を急ぐ。帰還困難区域でも復興拠点を設け、5年をメドに避難解除を目指し、国の負担により除染やインフラ整備を一体的に進める。

②テロなど組織犯罪への対策を強化する。

〔5 一億総活躍への国創り〕

①同一労働・同一賃金を実現する。その改正のための詳細なガイドライン案を策定した。今後は、その根拠となる法改正につき、早期の国会提出を目指し立案作業を進める。

②長時間労働の是正に取り組み、三六協定でも乗り越えることの出来ない罰則付きの時間外労働の限度を定める法改正に向けて作業を加速する。

〔6 子どもたちが夢に向かって頑張れるような国創り〕

①高校生への奨学給付金をさらに拡充し、2017年春から成績にかかわらず必要とする全ての学生が無利子奨学金を受けられるようにする。返還についても卒業後の所得に応じて変える制度を導入する。

②さらに返還不要・給付型の奨学金制度を新設する。2017年から先行的にスタートする。

〔おわりに〕

憲法施行70年の節目に当たり、日本をどのような国にしていくのか。その案を国民に提示するため、憲法審査会で具体的な議論を深めよう。

③大要、以上のような安倍演説の特徴は、次の諸点である（なるべく項目ごとに記す）。

①はじめに—— “「戦後」70年余、新しいスタートを切る時だ” というのは、第二次世界大戦に対する日本の支配層の「戦争責任」（開戦責任、世界2千万人殺戮・日本人310万殺害の責任など）を無視するものである。

②世界の真ん中で輝く国創り——  
(i)日米同盟こそ我が国の外交・安保政策の基軸であり「不変の原則」であるというのは、第一に安保条約＝日米同盟を平和憲法の上に置く思考である。また「不変の原則」であるというのは、安保条約が一方の国（例えば日本）が他方の国（アメリカ）に対し条約を終了させる意思を通告すれば一年で終了すると定められていること

からみて誤りである（60年安保条約10条）。

◎沖縄の基地負担減に一つ一つ結果を出していく決意だというが、安倍政府が沖縄で例えば辺野古新基地建設を強行している現実、北部訓練場の一部返還と引き換えに東村高江のオスプレイ着陸帯の建設を強行している現実、オスプレイの度重なる墜落とその飛行再開という（原因も究明されずに）、現実にも日米同盟強化を重視する逆立ちした態度である。

④「連携」「手を携えて」「関係改善」

「協力関係」というが、しかしその相手国

は「基本的価値（自由、民主主義、人権、法の支配といった基本的価値）」を共有する国々と限定されている。しかも、共有するか否かの判断を日本の政府が行うのである。このことを考えるとき、安倍演説の真意は、これらの価値を「共有」しない国々（例えば北朝鮮・中国）を相手国とはしないという「排除」の論理に基づくものである。

この「排除の論理」は、憲法前文で定める次の普遍的政治道徳法則に反するものである。

「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いつれの国家も、自国のことのみ専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉をかけ、全力を挙げてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。 」

◎では北朝鮮によるミサイル発射に対し、いかに対応すべきか。安倍演説は、「対

話」と「圧力」「行動対行動」の一貫した方針の下、核・ミサイル・拉致問題の

解決に向け、「北朝鮮が具体的な行動」を取るよう強く求める、としている。

しかし、重要なのは、日本の主体的立場ないし政策として如何に対応すべきかということである。軍事的対応は、日本が標的とされていないこと、「核戦争惹起の危険」があることから見て勿論とるべきではない。では経済的制裁による圧力はどうか。これも北朝鮮を対話と外交の場に引き出すには逆効果だと考える。

重要なのは、平和外交に徹し対話による説得する機会を日本が主導して設けることである。このことは、第二次大戦前・戦中・戦後において日本が北朝鮮及び韓国の人民に与えた人的・物的加害について賠償もせず謝罪もせずきた歴史的事実を考えるならば、政府の政治道徳的な義務ではないだろうか。

①テロ、難民、貧困などに対し、「積極的平和主義」の旗を掲げ、能う限り貢献するというのは、これらの問題が生じたのが経済的・社会的原因に由来していることを考えれば「積極的平和主義」なるもので対処するのは逆効果であると考え。なぜなら「積極的平和主義」の実体とは、「軍事力こそが平和をもたらす」という軍事力至上主義の婉曲名辞（ユ-

フェミズム＝言葉の入れ換え）だからである。

⑧“力強く成長し続ける国創り”の具体策として、観光立国、農業版“競争力強化法”制定、全農改革、そして改革状況の管理を掲げているが、しかし、観光産業は農・工・商などの基幹産業の支えがない限り成り立たない、第四次的産業である。にも拘わらず、一方で基幹産業の衰退を促す政策をとりながら、他方で観光立国をうたうのは矛盾である。

農業改革（農政改革法案の国会提出、農業版「競争力強化法制定」、農業事業再編、全農改革推進、改革状況管理）などの政策を掲げているが、しかしこれらの政策は、農業を「弱肉強食」原理の働く“新自由主義的自由競争”の坩堝（るつぼ）の中に投げ入れて農業の衰退を招くものである。

⑨安心・安全の国創りにつき、福島復興と並び重視しているのは、治安立法の強化である。具体的にはいわゆる共謀罪である。しかし、共謀罪の本質と役割については後に詳しく述べることとし、ここでは最小限、次の四点を指摘するに留める。

第一に、共謀罪の刃はテロ犯罪取締りに向けられたものではなく、民主主義運動とその思想の取り締まりに向けられている、

第二に、共謀罪は計画・実行準備の段階で処罰するものであり、これは近現代の刑法の原則ある「行為主義」（犯罪行為を処罰する）に反する。

第三に、共謀罪は 277 の条文の犯罪を対象としており、その処罰範囲は驚くほど

広範囲であり、刑法全面改定に匹敵するものである。

第四に、共謀罪は、捜査権限の濫用を誘発する（例えば、計画段階を捜査するため盗聴するなど）。

なお、このような立法が強行され、2017年7月11日に施行されたことを記す。

（以下、次号に続く）